



「引越しトラブル」にご注意!!

・インターネットで見積りを見た業者と契約したが、引越当日に業者の都合で作業員の追加があり、見積金額の倍額近くを請求された。支払う必要があるのか。

(20才代 女性)



電話やネットでの見積りは避け、直接下見に来てもらうようにしましょう。

- 見積金額より高額、荷物の紛失・破損、キャンセル料が高額、エアコン等の設置が不十分、などの引越しトラブルが寄せられています。
- 見積金額は業者の都合で増額できません。
- 見積料は無料で内金・手付金は請求されません。
- 解約・延期手数料は事前に確認しましょう。
- 壊れやすい物や貴重品は事前に申告しましょう。
- 破損や紛失があれば、引越後3カ月以内に業者に申し出ましょう。(引越ルールを定めた「標準引越運送約款」が2018年6月1日に改正されました。)
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。

くらしの
安全安心



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 188 (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

